関東森林管理局署等随意契約見積心得

平成23年12月19日23関経第161号 関東森林管理局長より各森林管理署長等あて

(目的)

第1条 関東森林管理局署等所掌に係る随意契約により見積りをしようとする者(以下「見積人」という。)は、法令その他別に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(見積人の資格)

第2条 見積人は、当該随意契約について、契約担当官等(会計法第29条の3第1項に規定する契約 担当官等をいう。以下同じ。)から、見積参加者としての通知又は依頼を受けた者でなければなら ない。

(見積等)

- 第3条 見積人は、見積依頼書(ロ頭による見積依頼を含む。以下同じ。)、仕様書、図面、契約書案及び現場等を熟知の上、見積しなければならない。この場合に、見積依頼書、仕様書、図面、契約書案等について疑義があるときは、見積日時に支障を及ぼさない範囲内で関係職員の説明を求めることができる。
- 2 見積人は、見積書(様式第1号又は任意の様式)を作成し、封かんの上、見積人の氏名(法人にあっては、法人名)、あて名及び見積件名を表記し、見積依頼書に示した日時までに見積しなければならない。
- 3 見積人は、契約担当官等においてやむを得ないと認められたときは、見積書を郵便をもって提出 することができる。この場合においては、表封筒に、「見積書在中」と記載して、契約担当官等あ て提出しなければならない。
- 4 見積人は、見積書を一旦提出した後は、開封の前後を問わず、その引き換え、変更又は取り消しをすることができない。
- 5 見積人が代理人によって見積りさせるときは、見積書の提出前に代理人の資格を示す委任状(様式第2号)を見積担当職員に提出するものとし、見積書には代理人の表示をしなければならない。
- 6 見積人は、暴力団排除に関する誓約事項(様式第3号)について見積書の提出前に確認しなければならず、見積書の提出をもってこれに同意したものとする。

(公正な見積りの確保)

第3条の2 見積人は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等 に抵触する行為を行ってはならない。

(無効の見積り)

- 第4条 次の各号の一に該当する見積りは、無効とする。
 - 一 委任状を提出しない代理人のした見積り
 - 二 記名を欠く見積り
 - 三 金額を訂正した見積り
 - 四 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である見積り
 - 五 同一事項の見積りについて同一人が2通以上なした見積り又は見積人若しくはその代理人が他の見積人の代理をした見積り
 - 六 見積時刻に遅れてした見積り
 - 七 その他、見積りに関する条件に違反した見積り
 - 八 暴力団排除に関する誓約事項(様式第3号)について、虚偽又はこれに反する行為が認められ た見積り

(契約の相手方の決定)

- 第5条 見積りを行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって見積りをした者を契約の相手方とする。
- 2 見積りの結果、予定価格の制限に達した見積りがないときは、再度の見積りを行うことがある。 この場合第1回目の最高又は最低の見積価格を下回る又は上回る価格で見積りをした者の見積りは 無効とし、当該見積りに係る第3回目以降の見積参加者の資格を失うものとする。第3回目以降に 行う見積についても上記を準用して行うものとする。

ただし、建設工事の随意契約見積りの場合にあっては、見積執行回数は、原則として、2回を限度とするものとする。

- 3 前項の見積りを行ってもなお予定価格の制限に達した見積書の提出がない場合には、契約担当官 等は当該見積りを打ち切ることがある。
- 4 第2項の見積りには、郵便による見積を行った者又は前条に規定する無効の見積りをした者は参加することができないものとする。
- 5 契約の相手方となるべき同価格の見積をした者が2人以上あるときは、直ちに当該見積りをした 者にくじを引かせて契約の相手方を定めるものとする。
- 6 前項の場合において、当該見積りをした者のうち、くじを引かない者、郵便による見積者で当該 見積りに立ち会わない者があるときは、これに代わって見積事務に関係のない職員にくじを引かせ るものとする。

(契約書等の提出)

第6条 契約の相手方は、契約書を作成するときは、契約担当官等から交付された契約書の案に記名 押印の上、落札決定の日の翌日から起算して7日以内(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法 律第91号)第1条第1項各号に規定する行政機関の休日を含まない)に、これを契約担当官等に提出しなければならない。

- 2 契約担当官等は、契約の相手方が前項に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、これを 契約の相手方としないことがある。
- 3 契約担当官等が、契約書の作成を要しないと認めた場合においては、契約の相手方は、速やかに 請書その他これに準ずる書面を契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等が 必要がないと認めた場合は提出を要しない。

(異議の申立)

第7条 見積人は、見積書を提出後この心得、見積依頼書、仕様書、図面、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他の事項)

第8条 この心得に掲げるほか、見積に必要な事項は別に指示するものとする。

附則

この要領は、平成24年1月1日から適用する。

附則

この要領は、平成31年4月1日から適用する。

附則

この要領は、令和3年1月25日から適用する。

附則

この要領は、令和5年2月9日から適用する。

暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても異議は一切申し立てません。

また、貴局署等の求めに応じ、当方の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの。 ただし、有価証券 報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表)を警察に提供することについ て同意します。

記

- 1 契約の相手方として不適当な者
 - (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合は、 その者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結 する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は、代表者、理事等、そ の他経営に実質的に関与しているものをいう。)が暴力団(暴力団員によ る不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号 に規定する暴力団を言う。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号 に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
 - (2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は 第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなど しているとき。
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を 供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若し くは関与しているとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用する などしているとき。
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 2 契約の相手方として不適当な行為をする者
 - (1) 暴力的な要求行為を行う者
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
 - (5) その他前各号に順ずる行為を行う者

上記事項について買受申込書の提出をもって誓約します。